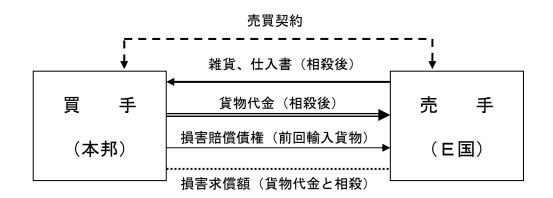
2. 不良品による損害の求償額と貨物代金との相殺



【照会要旨】

当社(買手)は、売手からプラスチック製の雑貨を購入(輸入)していますが、今回輸入した貨物の一部に不良品が含まれていることが判明しました。

今回の不良品による損害に相当する額を売手に求償した結果、次回、売手から購入する貨物の売買価格から今回の損害に相当する額を相殺することで売手と合意しました。

したがって、売手から当社宛てに送付される次回輸入する貨物の仕入書価格は、相殺 後の価格となり、当社はこの相殺後の価格を売手に支払うこととなります。

次回輸入する貨物の課税価格は、当社が売手に支払う仕入書価格を現実支払価格として計算できますか。

【回答要旨】

上記の取引において、次回輸入する貨物の代金(売買契約価格)の一部と相殺される 今回の不良品に係る損害の求償額は、次回輸入する貨物の現実支払価格の一部を構成し ますので、仕入書価格を現実支払価格として課税価格を計算することはできません。

(理由)

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は 支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引における相殺額は、貴社(買手)により売手に対して支払われていないものではなく、貴社が売手に対して有する債権(不良品に係る損害賠償債権)により現実に支払われていると認められますので、現実支払価格に含まれます。

《参考》

輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務の全部又は一部をその輸入貨物の価格と相殺するため、その債務の額を控除した残額を仕入書価格とした場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項 関税定率法施行令第1条の4 関税定率法基本通達4-2(1)、(3)ハ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)